

令和3年7月6日

株式会社ことぶき 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0206 金沢市北守町へ9番地3

TEL:076-254-6733 FAX:076-254-6744

[連絡先] 藏大介法律事務所

弁護士 木村 基之

〒920-0912 金沢市大手町7番23号

TEL:076-234-5830 FAX:076-234-5831

## 申入書

当法人は、平成29年5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れ致します。つきましては、本申入れに対する貴社のご対応について、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますよう、お願い致します。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴事務局からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

## 第1 申入れの趣旨

オーダー注文品についてのキャンセル料について、契約日から9日目以降の場合、キャンセル料を契約金額全額とする条項の削除を求めます。

## 第2 申入れの理由

1 貴社は、オーダー注文品についてのキャンセル料について、契約日から9日目以降の場合、キャンセル料を契約金額全額とする条項（以下「本件キャンセル条項」という。）を定めています。

2 本件キャンセル条項は、「解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」（消費者契約法第9条1号）に該当します。

そして、オーダーレンタルにおいて契約を締結した場合、申込日から9日目以降であっても、商品の発注が行われる前であれば、契約がキャンセルされたとしても貴社に損害は発生しません。また、仮に着物が完成した段階での解約であっても、解約により前撮りの写真撮影費用、ヘアメイクに関する費用、着付けに関する費用、着用当日のヘアメイクに関する費用、着付けに関する費用、肌着・足袋・四重仮ひもに係る費用等が不要になります。

従って、本件キャンセル条項は、「平均的な損害の額」を超え、消費者契約法第9条1号に該当し無効です。

3 よって、申入れの趣旨のとおり条項の削除を求めます。

以上